学校生活の基本的ルール（令和８年度）

愛知県立犬山総合高等学校

１　身だしなみ

身だしなみとは、接する相手に清潔感や気持ちの良い印象を持ってもらうために服装・頭髪・言葉遣い・態度などを整えることです。すべての生徒が心地よく、安心して生活を送ることができるよう心がけましょう。

（１）通常時は登下校、校内での生活は、本校指定制服を着用します。制服とは、以下に示すものです。

【必購入】ブレザー、冬用スラックス又はスカート、長袖シャツ、ネクタイ又はリボン

【希望者のみ】夏用スラックス又はスカート、ポロシャツ、ハーフパンツ（ポロシャツとの併用のみ可）、ベスト、セーター

なお、６月～９月までの期間においては、体操服で学校生活を送ることもできます（式典や行事、または服装を学校が指定した場合は除く）。その際は、制服と体操服を混ぜて着ることなく過ごしましょう。

（２）制服の変形や加工はせず、着用しましょう。特に、スカート丈の長さは膝にかかる長さとし、品位を保ちましょう。

（３）防寒着は制服を着用し、その上から着るものとします。華美なものなど、相応しくないものは避けましょう。

（４）ブレザー、ネクタイ・リボン、防寒着の着用期間の制限は設けませんが、式典や行事、または服装を学校が指定した場合は、必ず場に応じた服装ができるよう行動してください。

（５）理由があって異装する場合は、事前に「諸届及び許可願い」を生徒支援部に提出してください。

（６）服装は、他人に対して威圧感や不快感を与えるようなものは避けましょう。また、化粧・アクセサリーをしないでください。ピアス、指輪、ネックレス、マニキュア、口紅、カラーコンタクトなどが挙げられます。

（７）頭髪は他人に対して威圧感や不快感を与えるようなものは避けましょう。なお、加工・染色・脱色、エクステンションはしないでください。

（８）校舎内では学校規定のスリッパを使用します。

（９）登下校の履物は靴とします。靴は、革靴、運動靴のいずれでも構いません。

２　特別指導

校長は、教育上必要と認めた場合、特別指導を行います。該当する行為は、下記のとおりです。

・他者を傷つけたり、人格を否定したりするような言動
・情報モラル上の問題行動
・教員への指導拒否・暴言・非礼
・粗暴行為（暴力・器物破損等）
・考査における不正行為
・怠業
・喫煙・飲酒に関すること
・窃盗
・薬物乱用に関すること
・入れ墨・タトゥーに関すること
・無断免許取得
・無断アルバイト
・その他、法律に違反する行為、不良行為

なお、以下については、外部機関との連携を視野に入れながら、必要に応じて指導を行います。

・情報モラル上の問題行動については、状況により、警察と連携します。
・盗撮や猥褻行為については、確認された場合は被害者の心情を優先して対応します。状況により、警察と連携します。
・いじめ事案については、犬山総合高等学校いじめ防止基本方針に基づき、確認された行為によってその都度審議し、必要に応じて指導します。

その他、学校生活上必要と認められる場合には、保護者同伴のもと、生徒指導主事や学年より指導させて頂きます。

３　アルバイト

特別な事情により必要のある者に限定し、許可しております。

４　ルールの見直しについて

本校では、従来の校則をはじめとした学校のルールを学校全体で見直すことで、すべての人にとって居心地の良い新しい学校づくりを行っています。ルールメイキングプロジェクトチーム（学校生活の見直しを図る生徒の主体的活動集団）・生徒会執行部を中心に、すべての生徒が主体的に校則をはじめとしたルールについて考えることにより、自分の意見が学校づくりに反映されることを経験することで、自尊感情を高め、社会に主体的に参画する態度を身につけることができます。また、社会におけるルールの意義を理解し、社会や所属する集団に対して貢献し、すべての人が過ごしやすい環境をつくるために主体的に行動することができると考えています。

学校生活の基本的ルールの見直しは、以下のような流れで行います。

【学校生活の基本的ルールの見直しの流れ】

1	ルールメイキングプロジェクトチーム・生徒会執行部は、学校生活の基本的ルールの変更（追加・改正・廃止）について、生徒等からの意見をとりまとめ、犬総未来学校づくりワーキング会議に発議する。
↓	
2	・学校生活の基本的ルールの変更について、犬総未来学校づくりワーキング会議の審議を経て、承認を得る。 ・ルールメイキングプロジェクトチーム・生徒会執行部は、校長に対して、学校生活の基本的ルールの変更を求める。
↓	
3	校長は、２の規定に基づく求めがあったとき、または、学校生活の基本的ルールの変更が必要と判断したときは、生徒や保護者、教員、地域の方々等から意見を聴取する。
↓	
4	犬総未来学校づくり委員会や運営委員会、職員会議で学校生活の基本的ルールの変更について議論する。
↓	
5	校長は、生徒や保護者、教員、地域の方々等からの意見、犬総未来学校づくり委員会や運営委員会、職員会議での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、学校生活の基本的ルールの変更について決定する。

５　その他

上記の内容は、現時点でのものであり、今後変更する可能性があります。